

件名	栃木県指定有形文化財（工芸品）の指定解除について
提案理由等	<p>栃木県文化財保護審議会から指定解除が適である旨の答申のあった栃木県指定有形文化財（工芸品）について、当該文化財の指定を解除するものである。</p>

有形文化財（工芸品）の指定解除について（案）

平成30(2018)年7月20日付けをもって、栃木県文化財保護審議会から指定名称の変更が適である旨の答申のあった下記の栃木県指定有形文化財（工芸品）について、指定を解除する。

記

種 別	有形文化財（工芸品）
名称及び員数	太刀 銘氏房 1口
記 号 番 号	有第34号
指 定 年 月 日	昭和32年4月5日

平成30(2018)年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会

平成 30(2018)年 7 月 20 日

栃木県教育委員会 様

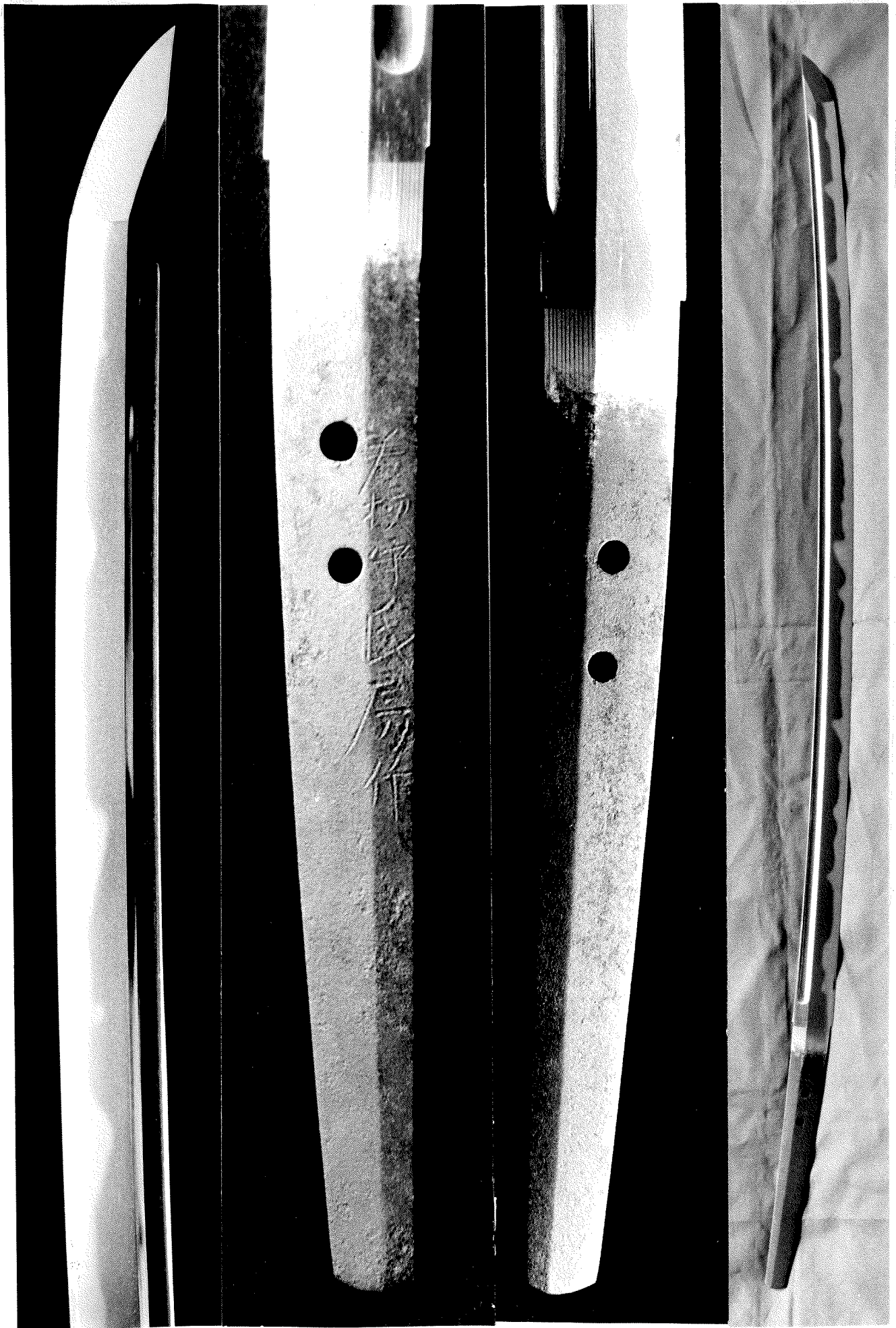
栃木県文化財保護審議会

有形文化財の指定解除について（答申）

平成 30(2018)年 7 月 20 日をもって諮問を受けた有形文化財の指定解除の適否について、当審議会は慎重に検討した結果、下記のとおり答申します。

記

種 別	有形文化財（工芸品）
名称及び員数	太刀 銘氏房 1口
記 号 番 号	有第 34 号
指 定 年 月 日	昭和 32 年 4 月 5 日
指定解除の適否	適
適否の理由等	有形文化財の指定については、栃木県文化財保護条例第 4 条において「教育委員会は、県内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを栃木県有形文化財に指定することができる。」と規定されており、本件は、海外に輸出されたことが証明され本県に存しないことが明らかとなったため、指定を解除することが適当である。



太刀銘
若狭守氏房作

88
32
4
5